

空港アクセスの改善に向けたバス関連規制の緩和

(国土交通省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令第1条 平成26年12月26日施行)

(平成28年7月15日 内閣府・国土交通省事務連絡)

規制改革の内容

特例措置前

※ 道路運送法

空港から半径50km以内のバス便について

運賃：認可制

運行計画：30日前までの届出制

特例措置

特区内の空港を発着する空港アクセスバス

運賃：届出制

運行計画：7日前までの届出制

効果

便の増減や運行時間帯の変更、運賃の設定など、利用者ニーズに応じて迅速かつ柔軟に対応

規制改革の概要



◇ 柔軟な便の増減、運行計画(ダイヤ)変更
⇒ 利用者ニーズに対応

◇ 柔軟な深夜の割増運賃などの設定
⇒ 事業者ニーズに対応
新規事業者の参入を促進

